

## 国家公務員制度担当大臣と公務員労働組合連絡会とのやりとり（概要）

日 時 平成26年8月7日（木）17:25～17:40  
場 所 本府3階特別会議室  
出席者 先方）氏家議長 外7名  
当方）稲田国家公務員制度担当大臣、外5名  
案 件 人事院勧告に関する要求書の受取り

### 公務員連絡会

人事院は本日、本年の給与改定のための勧告と給与制度の総合的見直しの勧告・報告を行った。

本年の給与改定に関する勧告は、月例給、一時金のいずれについても2007年以来の引上げとなったところ。人事院勧告が労働基本権制約の代償措置であることや民間動向を踏まえたものである以上、勧告通り実施すべきものとする。

他方、給与制度の総合的見直しに関わる勧告・報告については、被災地をはじめ、地域で全力で奮闘している公務員労働者の納得を得ないまま、しかもわれわれが少なくとも東日本大震災の集中復興期間終了後に改めて議論すべきと求めたのに対し、人事院が、本年勧告を行ったことは極めて遺憾である。よって、給与制度の総合的見直しの実施は見送るよう要請する。

貴職におかれては、新たに設置された内閣官房内閣人事局の意義を深く認識し、公務員の使用者としての責任において、われわれとの十分な交渉・協議、合意に基づいて、公務員労働者が意欲を持って職務に精励し、国民の期待に応えられるよう、要求事項の実現に向けて最大限の努力を要請する。

### 国家公務員制度担当大臣

政府は、本日、人事院勧告を受け取ったところであり、速やかに給与関係閣僚会議の開催をお願いし、その取扱いの検討に着手したいと考えている。

人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置の根幹をなすものであり、政府としては、同制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から検討を進めてまいり所存。

人事院勧告の取扱いの検討に当たっては、皆様方の意見も十分にお聞きしたい。

－ 以 上 －

文責：内閣官房内閣人事局（速報のため、事後修正の可能性あり）